3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　手作業による糸くず取りの業務については、次の表の産業欄、品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産業	品目		工程	金額
成人女子・少年・少女服製造業	ニット製品以外のもの（織物製）	ブラウス	糸くず取り	１枚につき　12円
事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業（ニット製品を含む。）	ニット製品	スポーツウエア上衣（半袖を除く。）	糸くず取り	１枚につき　10円50銭
		スポーツウエア下衣	糸くず取り	１本につき　11円50銭
	ニット製品以外のもの（織物製）	野球ユニフォーム上衣	糸くず取り	１枚につき　９円
		野球ユニフォーム下衣	糸くず取り	１本につき　11円
シャツ製造業（ニット製品を含む。）	ニット製品	ニットシャツ（Tシャツを除く。）	糸くず取り	１枚につき　11円
	ニット製品以外のもの（織物製）	成人男子用カッターシャツ　長袖	糸くず取り	１枚につき　10円50銭
		成人男子用カッターシャツ　半袖	糸くず取り	１枚につき　９円50銭
下着製造業（ニット製品を含む。）	ニット製品	ニット下着（Tシャツを含む。）	糸くず取り（３か所以上について行うものに限る。）	１枚につき　６円
寝着類製造業（ニット製品を含む。）	パジャマ		糸くず取り	１着につき　10円30銭

⑵　ミシン作業によるネーム付け（二辺以上について縫い付けるものに限る。）の業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産業	品目	金額
⑴の表の産業欄に掲げる全産業	⑴の表の品目欄に掲げる全品目	１枚につき　５円

⑶　アイロンにより接着芯地を接着する業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産業	品目	金額
⑴の表の産業欄に掲げる全産業	⑴の表の品目欄に掲げる全品目	１枚につき　４円

4　効力発生の日　平成27年６月１日

公告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６２０号

群馬県館林市大谷町1055番地の８
債務者　株式会社ユウメディカルグループ
代表者代表取締役　久保　佑介
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口季久夫
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２２号

神奈川県秦野市曲松１丁目３番10号
債務者　株式会社ホームテック大翔
代表者代表取締役　竹之内大志
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高柳　幸一
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２８号

神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤３丁目７番１―106号
債務者　株式会社アドミ・スタッフ
代表者代表取締役　松隈　敏幸
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　納谷全一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３０号

愛媛県伊予郡砥部町大南934番地
債務者　株式会社きど
代表者代表取締役　城戸　美徳
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米林　　清
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３２号

愛媛県松山市愛光町９番19号
債務者　有限会社エムケー
代表者代表取締役　城戸　良江
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米林　　清
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４号

福島県福島市飯坂町字桍町23番地の１
債務者　エーティエス株式会社
代表者代表取締役　藍原　智浩
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綱島　正人
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部